令和8年度和歌山県権利擁護支援者養成研修会（基礎研修）概要

1. 主催
　和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 社会福祉課

2. 対象者
　・広く権利擁護支援に関心がある方
　・市民後見人や日常生活自立支援事業の生活支援員、法人後見の支援員など、権利擁護支援に携わる意欲のある方

3. 目的
　民法改正により成年後見制度がより身近で使いやすいものへと変わる中、知的障害や精神障害、認知症などにより日常生活や意思決定に支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための支援体制の構築が急務となっている。
　本研修は、市民後見人（弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たない、一般の市民による成年後見人のこと）をはじめ、日常生活自立支援事業の支援員や法人後見の支援員など、地域における多様な権利擁護支援の担い手を養成することを目的とする。
　養成研修全体は「基礎研修」と「応用研修」の 2 つの課程で構成しており、「基礎研修」では、権利擁護支援の土台となる基本的な知識を広く分かりやすく学ぶ。
　将来的には、修了者が地域の関係機関と連携して活躍することにより、権利擁護支援を必要とする人が、必要なときにいつでも必要な支援を受けられる体制の整備を目指す。

4. 開催方法
　集合形式（全2日）

5. 開催日時・場所
　【1日目】日時：令和9年2月22日（月）10時00分～16時20分（受付9時45分～）
　　場所：和歌山ビッグ愛 1201（和歌山市手平 2 丁目 1-2）
　【2日目】日時：令和9年3月11日（木）10時00分～16時25分（受付9時45分～）
　　場所：和歌山ビッグ愛 1201・1202（和歌山市手平 2 丁目 1-2）
　※修了には両日の参加が必須
　※上記日程に加え、集合研修の理解をより深めるための事前動画研修として、権利擁護支援の基礎知識に関する動画を事前に案内予定

6. カリキュラム
　別添カリキュラムのとおり

7. 研修修了後の流れ（参考）
　本基礎研修の修了者は、令和9年度に実施を予定している「権利擁護支援者養成研修（応用研修）」の受講資格を得ることができます。応用研修修了後は、権利擁護支援活動への参加意向を確認するとともに、県が作成する市民後見人候補者名簿への掲載及び関係機関への情報提供について本人の了承を得たうえで、同名簿を作成する予定です。
　※基礎研修の修了のみをもって、市民後見人候補者名簿への掲載や活動が決定するものではありません。